

大牟田市物品売買契約約款（総価契約）

（売買物品）

第1条 受注者は、発注者に対し、頭書に掲げる物品（以下「物品」という。）を売り渡し、発注者は、これを買い受ける。

（納入の通知）

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

（物品の検査）

第3条 発注者は、物品の納入を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの下、当該物品の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 物品の検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品に係る損失は、発注者の責めによる場合を除き、受注者の負担とする。

4 受注者は、納入した物品の全部又は一部が、第1項の検査に合格しないときは、速やかに引き換え又は手直しを行い、発注者の指定する日までに、契約の内容に適合した物品を納入しなければならない。

5 前条及び第1項から第3項までの規定は、前項の規定による納入について準用する。

（物品の引渡し）

第4条 受注者は、納入した物品が前条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の検査に合格したとき、又は次条第2項の協議が成立したときは、当該物品を発注者に引き渡さなければならない。

（減価採用）

第5条 発注者は、第3条第1項の検査に合格しなかった物品について、契約の内容に適合しない程度が軽微であって、その使用に重大な支障がないと認められるときは、契約金額を減額して採用することができる。

2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上定める。

（所有権の移転）

第6条 物品の所有権は、第4条の規定により受注者が物品を発注者に引き渡したときに受注者から発注者に移転するものとする。

（危険負担）

第7条 前条の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き受注者の負担とする。

（代金の支払）

第8条 発注者は、第4条の引渡しを受けた後、受注者が提出した適法な支払請求書を受理した日から30日以内に売買代金を受注者に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 受注者は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（納入期限の延長）

第10条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により、納入期限の延長をするときは、発注者にその旨を申し出ることができる。

2 発注者は、前項の規定による申出についてやむを得ない理由があると認めるときは、納入期限の延長を承諾するものとする。

（遅延損害金）

第11条 発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により納入期限までに物品を納入しない場合は、発注者が納入期限の延長を承認した場合を除き、納入期限の翌日から納入するまでの期間の日数に応じ、1年につき未納部分に相応する額の2.5パーセントに相当する額の遅延損害金を徴収する。

2 前項の規定は、第3条第4項に規定する発注者の指定する日までに物品を納入しない場合

について準用する。

(支払遅延に対する遅延利息)

第12条 発注者は、第8条に規定する期間内に代金を受注者に支払わない場合は、当該期間が満了する日の翌日から未支払金額を支払う日までの期間の日数に応じ、1年につき未支払金額の2.5パーセントに相当する額を遅延利息として、受注者に支払わなければならない。
(契約不適合責任)

第13条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第14条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう当該個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受注者及び受注者の業務従事者は、この契約の履行に関して知り得た業務上の情報及び個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、この契約による業務に従事している業務従事者に対し、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させるものとする。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第16条 受注者は、この契約の履行に当たって取り扱う個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾があった場合は、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第17条 受注者は、この契約の履行のために発注者から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾があった場合は、この限りでない。

(個人情報の受渡し及び搬送)

第18条 発注者及び受注者は、この契約の履行のため個人情報の受渡しを行う場合は、その内容、数量、提供方法、取扱者及び受渡し日を確認の上、行うものとする。

2 受注者は、個人情報の搬送中において個人情報の散逸、き損等の事故がないよう安全確保に万全の対策を講じなければならない。

(適正な管理)

第19条 受注者は、この契約の履行に当たって取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失及び

改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(返還義務)

第20条 受注者は、この契約の履行のため発注者から引き渡された個人情報をこの契約の終了後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務等)

第21条 受注者は、この契約の履行に当たって取り扱う個人情報に関し、漏えい、き損、滅失、改ざんその他の事故が生じたときは、適切な応急の措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(調査等)

第22条 発注者は、受注者の個人情報の処理状況及び保管状況を確認するため、受注者に対し、隨時に発注者の職員を立ち入らせて調査し、必要な報告を求め、又は必要な指示を与えることができるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があつても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。
- (2) 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。
- (2) 第13条第1項に規定する契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金をもって同項の違約金に充当することができる。

（暴力団等関与に対する発注者の解除権及び違約金）

第26条 発注者は、大牟田警察署からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
- (2) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。
- (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (5) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前条第2項及び第5項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（談合等の不正行為に対する発注者の解除権及び違約金）

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があつたとして同法第49条に規定する排除命令を行い、かつ、当該排除命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があつたとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として発注者に納付しなければならない。

3 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、発注者が当該超える額の支払を受注者に請求することを妨げない。

（発注者の任意解除権）

第28条 発注者は、第23条、第24条、第26条第1項及び第27条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第29条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の損害賠償請求)

第30条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(費用の負担)

第31条 この契約の締結に要する費用及び物品を発注者に納入するまでに必要な費用は、受注者の負担とする。

(裁判管轄)

第32条 この契約について訴訟等を行う場合は、大牟田市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義の決定等)

第33条 受注者は、この契約に定めるもののほか、発注者の指示した仕様書及び大牟田市契約規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

2 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、解決するものとする。